平成２５年（フ）第２１０４号
横浜市南区中島町１丁目13番地　ライオンズマンション横浜蒔田605
債務者　宮崎　惠子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７１号
横浜市金沢区釜利谷西２丁目33番９号
債務者　永嶺　仁彦
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７３号
横浜市泉区和泉町4169番地１　レオパレスクレール102号
債務者　乙川　弘幸（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３１号
静岡市清水区船原１丁目177番地　船原団地106号
債務者　坪井　雅彦
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６６０号
大阪府池田市畑２丁目５番３―404号
債務者　石塚　亨一
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８４６号
大阪市住之江区南港中３丁目３番33―305号
債務者　向　　竜也
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８６１号
大阪市東淀川区瑞光１丁目６番12号　ノートルプレジール401号
債務者　中西　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４号
大阪市鶴見区緑１丁目16番27号　301、前住所大阪府東大阪市鴻池徳庵町２番15―604号
債務者　小﨑輝美枝
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県篠山市住吉台７番地14
破産者　丹南ケーブル有限会社
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
鳥取県日野郡江府町武庫24番地
破産者　江尾工業有限会社
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１６２号
三重県四日市市富士町６番31号
破産者　有限会社テクニカル
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
徳島県三好市西祖谷山村一宇358番地８、住民票上の住所三重県四日市市北浜田町12番21―305号　第二北浜田マンションＮ棟
破産者　森　　光正
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
京都府福知山市字長田205番地の140
破産者　有限会社阿部白衣
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
鳥取県米子市日ノ出町１丁目13番34号
破産者　株式会社江美砕石工業
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２３７号
岡山市南区築港緑町３丁目７番38―１号アーバンヒルズＢ202、旧住所岡山市南区南輝２丁目17番６―７号
破産者　合地　基徳
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２１号
岡山県備前市浦伊部1001番地
破産者　合資会社岡山レークゴルフ
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２２号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1974番地76、旧住所岡山県備前市浦伊部1001番地１
破産者　那波　　馨
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５号
三重県津市美杉町奥津1100番地
破産者　稲森　正樹
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係